

八丈町一般廃棄物処理施設 維持管理情報 (令和6年度)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第34号。平成22年5月19日公布。)により、改正後の同法第9条の3第6項(平成23年4月1日施行)の規定により、廃棄物処理施設の維持管理情報を下記のとおり公表します。

八丈町住民課

最終更新日: 令和7年2月26日

情報の公表期間: 令和10年5月31日

施設名	八丈町クリーンセンター												
施設住所	東京都八丈島八丈町大賀郷4341番地5												
令和 6 年度	維持管理上の基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般廃棄物													
1号 可燃ごみ量 (ton)	-	108.32	102.23	97.84	104.53	108.57	91.47	102.11	107.75	92.36	80.07		
2号 可燃ごみ量 (ton)	-	107.37	102.16	96.25	97.83	108.46	90.09	102.05	71.53	96.04	84.10		
燃焼室中の燃焼ガス温度													
測定を行った位置	-	1号 焼却炉出口											
測定結果月平均値(°C)	800以上	1010	969	907	896	904	901	904	917	956	935		
測定を行った位置	-	2号 焼却炉出口											
測定結果月平均値(°C)	800以上	966	946	905	903	915	903	897	921	933	941		
集塵機に流入する燃焼ガス温度													
測定を行った位置	-	1号 集塵機入口											
測定結果月平均値(°C)	概ね200	186	187	187	187	189	188	187	183	186	184		
測定を行った位置	-	2号 集塵機入口											
測定結果月平均値(°C)	概ね200	187	190	188	189	191	191	188	186	184	186		
排ガス中の一酸化炭素濃度													
測定を行った位置	-	1号集じん器出口ダクト											
測定結果月平均値(ppm)	100以下	8	8	4	7	6	5	3	2	1	1		
測定を行った位置	-	2号集じん器出口ダクト											
測定結果月平均値(ppm)	100以下	8	8	4	7	6	5	3	2	1	1		
冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日													
年月日	-	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎
排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度													
排ガスを採取した位置	-	1号 集じん器出口ダクト											
測定結果	硫酸化物月平均値(ppm)	100以下	17	17	13	13	13	15	14	14	21	7	
	塩化水素月平均値(ppm)	430以下	36	33	21	19	20	21	16	15	25	12	
	窒素酸化物月平均値(ppm)	250以下	125	132	128	121	137	131	129	118	131	118	
排ガスを採取した位置	-	2号 集じん器出口ダクト											
測定結果	硫酸化物月平均値(ppm)	100以下	18	19	14	18	16	17	12	14	18	10	
	塩化水素月平均値(ppm)	430以下	27	32	20	21	19	22	13	16	22	14	
	窒素酸化物月平均値(ppm)	250以下	113	109	103	104	99	119	112	117	121	119	
排ガス中のダイオキシン類													
排ガスを採取した位置	-	集じん器出口ダクト											
運転炉	-	1号炉						2号炉					
排ガスを採取した年月日	-	R6.11.27						R6.11.28					
測定結果を得られた年月日	-	R6.12.16						R6.12.16					
測定結果(ng-TEQ/m ³)	10以下	0.33						0.11					

排ガス中の一酸化炭素濃度及びばい煙の測定結果は、酸素濃度12%の換算値

固形燃料(水分、温度、外観)と固形燃料保管設備内(温度、一酸化炭素濃度、清掃年月日)にかかる記録については、該当しないため表記しておりません。

令和 6 年度

維持管理状況に関する情報